

町田市大地沢青少年センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市大地沢青少年センター条例の一部を改正する条例

町田市大地沢青少年センター条例（昭和５２年６月町田市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中

「

キャビンＡタイプ	１室１泊につき	１０，０００円	１３，０００円
キャビンＢタイプ	１棟１泊につき	３，０００円	４，０００円

を

」

「

キャビン	１棟１泊につき	３，０００円	４，０００円
------	---------	--------	--------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市大地沢青少年センター条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表(第 7 条関係)

1 施設使用料

施設	使用区分及び単位	金額	
		青少年団体等	一般
略	略	略	略
キャビン	1棟1泊につき	3,000円	4,000円
略	略	略	略

備考 略

2 略

町田市大地沢青少年センター条例新旧対照表(改正前)

別表(第 7 条関係)

1 施設使用料

施設	使用区分及び単位	金額	
		青少年団体等	一般
略	略	略	略
<u>キャビンAタイプ</u>	<u>1室1泊につき</u>	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>キャビンBタイプ</u>	1棟1泊につき	3,000円	4,000円
略	略	略	略

備考 略

2 略